

町道南原原宿線新設に伴う橋りょう名称募集要項

1. 募集内容

町では、関係者や周辺住民の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、国道 35 号（南原地区）と県道大木有田線（本町地区）を結ぶ「町道南原原宿線」の整備に取り組んでいます。現在、令和 8 年度中の完成を目指して進めていますが、その中で県河川有田川に架かる橋りょうが完成する予定です。

この橋りょうが多くの人に長く親しまれるように、わかりやすく、呼びやすい橋りょうの名称を募集します。

2. 橋りょうの概要

両側歩道がついた片側 1 車線（橋長 $L = 50$ m、橋幅 $W = 13$ m）



3. 募集期間

令和 7 年 7 月 7 日（月）～令和 7 年 8 月 8 日（金）必着

4. 応募資格

町内に在住、在学または在勤の人

5. 名称条件

- (1) 漢字、ひらがな又はカタカナで表記され、覚えやすく、親しみのあるもの。
- (2) 「〇〇〇〇橋」のように、名前の最後に「橋」を入れてください。
- (3) 読み仮名が「はし」または「ばし」を含めて 10 文字以内。
- (4) 他の著作物等を使用、模倣や類似していないもので、他者の権利を侵害しない自作の未発表のもの。

6. 応募方法

- (1) 応募用紙に必ず次の①から⑥までの内容を記載して、郵送、FAX、Eメールで応募先に提出またはご持参ください。(応募は一人につき1点までとします。)
①名称(ふりがな)、②名称の説明(意味や理由など)、③氏名、④住所(町外在住で町内在勤の方は、勤務先住所と会社名)、⑤年齢(在学中の方は、学校名と学年)、⑥連絡先
- (2) 必要事項が記載されていれば応募の様式は問いません。
- (3) 別紙の応募用紙もご活用ください。
- (4) 次の応募フォームにアクセスし、必要事項を入力して応募することもできます。

〔応募フォーム〕 <https://logoform.jp/form/Fpfy/1068626>



(二次元コード)

7. 選考・表彰

令和7年9月頃を目途に、有田町都市計画審議会で審査・選定します。選定された名称は有田町役場ホームページ等で発表します。また、選定された名称の応募者には直接連絡して、記念品(QUOカード5,000円相当)をお贈りします。

8. 注意事項

- (1) 提出された書類は返却しません。また、応募に関して必要となる費用については、応募者の負担とします。
- (2) 応募に係る個人情報、有田町において適切に管理し、名称選考に必要な業務以外では使用しません。
- (3) この要項に反した応募については審査の対象としません。後日違反が判明した場合は決定を取り消すことがあります。
- (4) 著作権などに関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- (5) 選定された名称は、有田町道路行政に使用します。
- (6) 選定された名称に関する一切の権限は有田町に帰属し、応募者はその名称に関する権利を行使することができません。
- (7) 選定された名称とともに、応募者の氏名及び住所(地区まで)を町広報誌及び町ホームページなどで公表させていただきます。
- (8) 選定に関する問い合わせには、対応することができません。
- (9) 同一の名称を応募された方が複数名いる場合の取扱いは、有田町に一任していただきます。

<応募先・問い合わせ先>

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町役場 建設課

TEL: 0955-46-5615 FAX: 0955-46-2100

E-mail: kensetsu@town.arita.lg.jp

※有田町生涯学習センター南館1階 生涯学習課でも受け付けます。